

26豊住第1443号
平成26年12月17日

豊山町国民健康保険運営協議会長様

豊山町長 鈴木 幸育

豊山町国民健康保険税の改正について（諮問）

豊山町国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記事項につき貴協議会の意見を求めます。

記

- 1 国民健康保険税の改正について（案）
 - （1）平成27年度から平成29年度までの国民健康保険税率等を別添のとおり改正する。
 - （2）施行年月日：平成27年4月1日

国民健康保険税 改正率（案）

（別添）

区分		現行 (H26年度)	H27年度		H28年度			H29年度		
			改正案	H26年度 との比較	改正案	H27年度 との比較	H26年度 との比較	改正案	H28年度 との比較	H26年度 との比較
医療	所得割	4.60%	4.60%	—	4.60%	—	—	4.60%	—	—
	資産割	19.90%	19.90%	—	19.90%	—	—	19.90%	—	—
	均等割	14,400円	15,700円	1,300円	16,800円	1,100円	2,400円	17,800円	1,000円	3,400円
	平等割	17,300円	17,600円	300円	18,700円	1,100円	1,400円	19,700円	1,000円	2,400円
	賦課限度額	510,000円	510,000円	—	510,000円	—	—	510,000円	—	—
後期	所得割	1.80%	1.70%	△0.10%	1.70%	—	△0.10%	1.70%	—	△0.10%
	資産割	8.10%	7.40%	△0.70%	7.40%	—	△0.70%	7.40%	—	△0.70%
	均等割	4,300円	5,400円	1,100円	6,000円	600円	1,700円	6,600円	600円	2,300円
	平等割	5,300円	5,800円	500円	6,400円	600円	1,100円	7,000円	600円	1,700円
	賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円	160,000円	—	20,000円	160,000円	—	20,000円
介護	所得割	0.90%	0.90%	—	0.90%	—	—	0.90%	—	—
	資産割	4.50%	4.50%	—	4.50%	—	—	4.50%	—	—
	均等割	3,800円	4,800円	1,000円	5,300円	500円	1,500円	6,000円	700円	2,200円
	平等割	4,200円	4,200円	—	4,600円	400円	400円	5,300円	700円	1,100円
	賦課限度額	120,000円	140,000円	20,000円	140,000円	—	20,000円	140,000円	—	20,000円